

2019年7月12日

質問回答

バングラデシュ国都市機能強化事業準備調査

(公示日:2019年6月26日 / 公示番号:19a00193)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 20 頁 7.(4) 4) 本事業実施にかかる調達・契約方法の検討、本事業におけるリスク	左記項目で、本事業におけるリスクの分析とその対策の提案が求められております。この「リスク」の定義および範囲を明確化頂き度、お願い致します。 具体的には、当該作業は、調達・契約方法に関する作業項目のひとつであることから、調達・契約方法でのリスク分析に限定されるのか、それとも、本事業の形成段階から完了まですべての期間に生じうるリスクを分析する必要があるのか、ご教示下さい。	調達・契約方法におけるリスク分析を念頭においております。
2	企画競争説明書 15 頁 6.(9) 環境社会配慮、21 頁 7.(4) 8) 環境社会配慮、22 頁 7.(4) 9) 簡易住民移転計画案の策定支援	左記項目で、「バングラデシュ環境法令上 Red カテゴリに分類されるサブプロジェクトについては環境アセスメント報告書案の作成支援を行うこと」(15 頁 6.(9) 環境社会配慮、21 頁 7.(4) 8) 環境社会配慮) また、「必要に応じて簡易住民移転計画の策定支援を行うこと」(15 頁 6.(9) 環境社会配慮、22 頁 7.(4) 9) 簡易住民移転計画案の策定支援) とあります。 環境アセス報告書案の作成・簡易住民移転	作成する場合は、該当するサブプロジェクト毎の作成を想定しております。但し、現時点では、環境アセスメント、及び住民移転計画を策定が必要となるサブプロジェクトの有無は特定できていません。調査の過程で作成の必要が生じた場合に、契約変更での対応を検討いたします。よって、現時点で見積りに含めることは不要とします。 の通り、作成の必要が生じた場合に契約

		<p>計画の策定は、優先サブプロジェクト（第一バッチ）で該当するサブプロジェクトすべてを網羅する形で各一本となりますか。もしくは、該当するサブプロジェクトごとの作成となりますか。いずれの場合においても、見積もりに影響するため、<u>想定される該当サブプロジェクトの件数</u>をご指定下さい。</p> <p>環境アセス報告書案作成及び簡易住民移転計画策定の必要性については、プロポーザル提出段階では不確定であることから、同費用を適切に見積もりに反映することが困難であると考えます。ついては、<u>別見積もり（QCBS 対象としない）</u>とすることよろしいでしょうか。</p> <p>「<u>本業務</u>については、現地再委託にて実施することを認める」とあります(21頁7.(4)8) 環境社会配慮)。これは、「環境アセスメント報告書の作成支援を行うに当たって」との理解でよろしいでしょうか。「本業務」の示す内容をご教示ください。</p> <p>Red カテゴリは、<u>初期環境調査報告書</u>のみで承認される場合と、<u>初期環境調査</u>に加えて環境アセス報告書が必要となる場合があります。企画競争説明書の主旨は、<u>初期環境調査報告書の作成支援に留まる</u>という理解でよろしいでしょうか。見積もり金額</p>	<p>変更にて対応することとし、見積もりに含まないものとします。</p> <p>「環境アセスメントの報告書作成支援」というご理解で間違いありません。</p> <p>作成が必要となった場合は、環境アセスメント報告書までの作成を対象とします。</p>
--	--	---	---

		に影響するため、ご教示下さい。	
3	企画競争説明書 21 頁 7.(4) 6) 本事業実施に係るコンサルティング・サービスの実施計画案の検討	左記項目で、本業務で作成する借款コンサルタントの TOR 案では、目的、詳細な業務内容、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」に基づく必要な記載事項を含める旨の記載があります。上記に加え、各 Expert の Main Tasks and Duties および Minimum Qualifications も、TOR 案の一部として本業務で作成することが求められているのでしょうか。	各 Expert の Main Tasks and Duties および Minimum Qualifications も、TOR 案の一部として作成いただく想定です。
4	企画競争説明書 21 頁 第 3 章、 2.(5) 安全管理	<p>バングラデシュにおける安全管理方針に関し、以下の点につきご確認お願い致します。</p> <p>ダッカ以外への宿泊を含む出張の可否</p> <p>バングラデシュ警察による武装警護の費用の有無および当該費用の別見積もりへの計上可否</p> <p>バングラデシュへの一度の現地調査における、派遣人数および派遣期間に関する制限の有無</p>	<p>JICA が定める安全対策措置を遵守した上で、可能です。</p> <p>警察による武装警護に対する謝金の支払いはしていませんが、必要な経費については安全対策経費として別見積もりへの計上をお願いします。</p> <p>1 回あたりの滞在期間については特に制限はございませんが、安全管理の観点から、必要最小限と判断される滞在期間にて考慮ください。また、実際の渡航計画については、第 3 業務実施上の条件、2.(5) 安全管理 1) に記載ある通り、機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ることが必須となります。</p>

5	企画競争説明書 28 頁 8)	「現地滞在期間は必要最小限とする。」とあり、これまで通り2週間を目安とすることで良いでしょうか。	同上。
6	企画競争説明書 23 頁 8.成果品等	プロGRESレポートとインテリムレポートについて、「和文4部」となっています。本調査のスケジュール(特にインテリムまで)が非常にタイトである中、和文についてもフルレポートを作成するとなりますと、作業工程への影響が非常に懸念されます。DFR・FRと同様、和文については要約版の作成と理解して良いでしょうか。	プロGRESレポートとインテリムレポートについても和文は要約版とご理解ください。 なお、DFR・FRも含め、案件審査のための重要な情報である事業計画(インフラ整備計画、優先事業、事業費、事業効果等)につきましては、和文要約版にも英文版と同等の情報を含めていただくことを想定しています。
7	企画競争説明書 11~12 頁 2.(3) 14 頁 6. (5) 17 頁 7. (2) 7) 及び 8)	短中期インフラ整備計画について、コックスバザール市を除く3都市で策定・更新されている既存計画をレビューし改訂した上で、サブプロジェクトを検討・選定する(14 頁及び 17 頁)とのことですが、一方で、「バングラデシュ側から提出される予定の各セクターのサブプロジェクトの候補リストより...選定する」(11~12 頁)とあります。これは、「サブプロジェクト候補を記載したインフラ整備計画更新版がバングラデシュ側より提示され、それを基に改訂、検討を行う」と理解しますが、よろしいでしょうか。また、本調査開始時点での同計画最新版はいつの時点のものとなるか、コックスバザール市についてはほぼ最初からインフラ整備計画を策定することになるものか、作業期間と現地傭人予算に影響すると思われるので、	コックスバザールを除く3都市につきましては、まず、本調査を通じ、既存のインフラ整備計画の改訂支援をしていただく想定です(3都市のインフラ整備計画については、中核都市包括的開発機能強化プロジェクト(2014 年)が作成し、その後各都市が毎年度更新しています)。その後、バングラデシュ側から、改訂整備計画に基づき、優先プロジェクトの候補リストを作成、提出することを求め、同リストを、予め設定されるサブプロジェクトの評価指標に基づき評価し、最終的な円借款の支援対象を特定していくというプロセスを想定しています 一方、コックスバザール市については、住宅公共事業省傘下の都市開発公社が 2011 年に Development Plan for Cox's Bazar Town and Sea Beach Upto Teknaf (2011-2031)を作成し

		ご教示いただけるでしょうか。	ているものの、候補案件リストの詳細は記載されておらず、当開発計画のレビューを踏まえれば最初から作成する必要があります。計画策定以降のプロセスは、他3都市と同様です。
8	企画競争説明書 13～14 頁 6. (2) 18 頁 7. (2) 10)	国レベルの協力成果の活用を検討するにあたり、「国家健全性戦略支援プロジェクト」及び「公共投資管理強化プロジェクト」の最終報告書（或いは本調査に関連する成果品）を共有いただけますでしょうか。	これまでに配布資料の請求をいただいた方宛に別送いたします。
9	企画競争説明書 21 頁 8)	<p>の最後に記載の「本業務については、現地再委託にて実施することを認める」について、第一バッチサブプロジェクトの中で、環境アセスメント（EIA）報告書作成支援または簡易住民移転計画（RAP）作成支援が必要となる案件の有無及び必要となる案件の数や規模によって、環境再委託の規模が全く異なります。企画競争説明書では、環境再委託は内見積扱いとなっており価格評価に影響する理解ですが、見積の条件・想定の違いによって見積金額が全く異なります。以上を考慮し、本提案書で見積る環境再委託は、EIA 報告書及び RAP の作成支援が必要にならない第一バッチサブプロジェクトに係る環境社会配慮業務として良いでしょうか。</p> <p>加えて、EIA 報告書または RAP の作成支援に係る環境再委託については、実施段階において、これらが必要になる案件が第一バッチに含ま</p>	2. の回答をご参照ください。

		れることになった場合に、契約変更（契約金額増額）にて対応いただく、ということで宜しいでしょうか。	
以上、7/4 回答分			
10	企画競争説明書 20 頁 7.(4) 事業計画の策定	左記項目には、資金フロー（どのように貴機構からディスバースされた資金が各実施機関にて収受されるか）の確認・構築については、記載されておらず、当該作業は、本調査の対象外でしょうか。	先行案件のレビューの一環として、本調査において改めて確認いただくことを想定しております。
11	企画競争説明書 15 頁 6.(9) 環境社会配慮、21 頁 7.(4) 8) 環境社会配慮、22 頁 7.(4) 9) 簡易住民移転計画案の策定支援	左記項目で、「バングラデシュ環境法令上 Red カテゴリに分類されるサブプロジェクトについては環境アセスメント報告書案の作成支援を行うこと」（15 頁 6.(9) 環境社会配慮、21 頁 7.(4) 8) 環境社会配慮）また、「必要に応じて簡易住民移転計画の策定支援を行うこと」（15 頁 6.(9) 環境社会配慮、22 頁 7.(4) 9) 簡易住民移転計画案の策定支援）とあります。 バングラデシュ環境法令上 Orange B カテゴリに分類される第一バッチのサブプロジェクトについて、初期環境調査（IEE）の作成支援は、本調査において不要であるとの理解でよろしいでしょうか。 第二バッチ以降のサブプロジェクト選定に関連し、環境社会管理フレームワークの作成は、本調査において不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	初期環境調査（IEE）が必要なサブプロジェクトに関しては、本調査にて IEE を実施いただく想定です。現時点では、策定が必要となるサブプロジェクトの数は特定できていませんので、調査の過程で作成の必要が生じた場合に、契約変更での対応を検討いたします。よって、現時点で見積もりに含めることは不要とします。 企画競争説明書 21 頁 7.(4) 8) ウ)～ケ)の項目については、第二バッチ以降は円借款本体のコンサルティング・サービスの中で行う想定であり、本調査での実施は不要です。 に記載のとおりです。

		(上記 について「必要」とご判断の場合) 再委託費用等の経費が発生すると想定される際には、別見積もりとすることによるのでしょうか。	
12	28 ページ 5) 「現地調査中の執務室については実施機関が提供する施設を想定している」	「現地調査中の執務室については実施機関が提供する施設を想定」とあるため、事務所賃料は見積には含めませんが、実施機関から施設が提供されない場合は貴機構から提供を受ける又は追加で事務所賃料の必要経費を契約することはできませんでしょうか。	実施機関からの提供が困難となった場合には、調査経費としての計上を検討いたします。
13	企画競争説明書 22 頁 7.(4) 9) 簡易住民移転計画案の策定支援	7月4日掲示の質問ご回答に、「調査の過程で簡易住民移転計画策定の必要が生じた場合には、契約変更での対応をご検討される」との記載がありました。環境アセスメントに加えて、簡易住民移転計画についても、 <u>現地再委託による実施</u> が認められると理解してよろしいでしょうか。	被影響住民の規模等によって現地再委託契約もしくはローカルコンサルタント(特殊傭人)の対応が必要かは変わってくると考えています。詳細は、作成の必要性が生じる場合にご相談させていただければと思います。

以上